

提 案 理 由

第1 「環境宣言」を採択する意義

1 切迫した気候危機と弁護士会の役割

(1) 気候危機

地球温暖化・気候変動の問題が指摘されて久しいところ、現在、世界各地では、熱波や集中豪雨、巨大台風等の異常気象による激しい災害が多発し、甚大な被害をもたらされ続けている。国内を見ても、災害級と形容される猛暑や線状降水帯による豪雨等による熱中症、河川氾濫、崖崩れ等の災厄が頻繁に発生している。これらにより、多くの人々の生命や生活基盤が侵害され、また侵害されようとしており、農業・漁業等の産業への影響も深刻な状況である。

環境省が2020年6月に気候危機宣言を出したように、気候変動問題はもはや人類の生存基盤を揺るがす「気候危機」として、切迫した人権問題になっているのであり、その対策を講じるには一刻の猶予も与えられていない。

(2) 世界の共通目標

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」においても、目標13で気候変動への緊急対策が求められている。

そして、これ以上の気候危機を回避するために、2030年までにCO₂の排出量をほぼ半減させ、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとし、平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃以下に抑えるということが世界共通の目標となった(2015年12月パリ協定、2021年11月グラスゴー気候合意)。

ところが、2023年12月にドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)においては、現在の取り組みの状況は1.5℃目標の達成には隔たりがある、一層の行動と支援が必要であるということが確認されている。

気候危機の切迫性は刻一刻と増しているのである。

(3) 弁護士会の役割

今後、パリ協定の目標を達成していくためには、温室効果ガス排出量削減のための努力が、社会経済活動のあらゆる局面においてなされる必要が

あるのであり、弁護士会の活動についても例外ではない。また、人権の擁護と社会正義の実現を担う弁護士の団体である弁護士会は、切迫した人権問題である気候危機に対し、より積極的に取り組むとともに、その取り組みを社会に向けて発信し、社会の牽引役となるべきである。

そのような観点から、日本弁護士連合会は、2021年10月15日の人権擁護大会において、「気候危機を回避して持続可能な社会の実現を目指す宣言」を採択した。

当会においても、2020年6月30日付けで、「コロナ禍における地球温暖化問題についての会長談話」を発出しているが、気候危機が切迫している現在、更なる取り組みを積極的に行っていく必要がある。

そのためにまず、当会の基本姿勢を「環境宣言」という形で掲げ、分かりやすい旗印として内外に示すことには、重要な意義があると言えよう。

2 生物多様性の喪失と弁護士会の役割

(1) 生物多様性の喪失

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味する。地球上の生きものは、40億年という長い歴史の中で様々な環境に適応して進化し、数千万種と言われる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全てが直接間接に支え合って生きている。

そして我々の生活は、生物多様性からもたらされる数々の恩恵（生態系サービス）によって支えられている。清浄な水と空気、土壌、食料、木材、燃料、医薬品、自然災害からの安全、自然景観、芸術・文化等のあらゆる場面において、我々は生物多様性に依存している。

ところが、人間の経済活動による影響により、地球上の生物は自然状態の1000倍～1万倍のスピードで絶滅している。実際、過去約50年間で脊椎動物は平均7割近く減少し、特に淡水域では平均8割以上減少するに至っている。世界における絶滅危惧種は4万2000種を超え（調査された種の27%以上に相当する）、日本の絶滅危惧種も3500種以上に及ぶ。

(2) 生物多様性の保全とネイチャーポジティブ

1992年5月の地球サミットで生物多様性に関する条約が採択され、日本でも2008年6月に生物多様性基本法が施行された。その前文には、「生物の多様性は人類の存続の基盤」であり、「我々は、人類共通の

財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する」と謳われている。生物多様性の保全は、人類の生存に不可欠な基盤を守るということであり、すなわち、究極の人権問題であると言える。

だが、気候危機と同様、生物多様性の喪失の危機も進行が止まらない状態である。そのような中、2022年12月にモンリオールで開催された国連生物多様性条約締約国会議（COP15）において、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに、生物多様性の損失を止め回復に向けて反転させるべく緊急行動を実行するという「ネイチャーポジティブ」の考え方が、新たな世界目標として掲げられた。

日本においても、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023－2030において、2030年ネイチャーポジティブの実現が、新たな国家目標として明記されるに至った。

（3）弁護士会の役割

生物多様性の保全は究極の人権問題であり、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の力を結集する弁護士会として、その保全に向けた活動を行うことは、積極的に行うべき責務であると言える。

また、2030年ネイチャーポジティブの実現のためには、社会の根本的変革、即ち、企業も個人も自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた社会経済活動を行うべきことが要求されており、そのような意識を市民に向けて浸透させていくための活動は、まさに弁護士会の取り組みとしてふさわしい。

当会が所在する神奈川県内に目を向けると、西には箱根や丹沢の山々が連なり、各所に緑なす丘陵部が広がり、南には日本有数の深海である相模湾が開け、河川の周りに展開する平野部にも多くの緑地が残る等、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境を有していると言える。しかし、都市化の進展とともに多くの自然が破壊されてきた事実があり、京浜工業地帯を中心とする大気汚染・水質汚濁等の深刻な公害問題も発生した。

このような神奈川県において、将来に向け、これ以上の自然破壊を防ぎ、持続可能な社会を形成していくために、人類の生存に不可欠な基盤である生物多様性におけるネイチャーポジティブの取り組みについて、当会が、市民の認識を深め、行動の変容を促していくために先頭に立つ

ことの意義は大きいと言えよう。

当会は、2023年11月に開催した「第11回人権シンポ in かながわ」において、「ネイチャーポジティブのための社会デザイン—生態系サービスと『手入れ』の視点から」と題するシンポジウムを開催し、会内外への発信や啓発を始めたところであるが、今後、更なる取り組みを積極的・具体的に進めていく必要がある。

そのためにも、生物多様性の保全に向けての当会の基本姿勢を「環境宣言」という形で掲げることは、やはり重要な意義を持つものであると言える。

3 その他自然破壊や環境汚染等の問題と弁護士会の役割

(1) 自然破壊と弁護士会の役割

従来型の開発を優先した自然破壊はもはや許されるべきではないが、現在でも、貴重な自然が破壊される例は後を絶たない。その状況を監視し、原因を探り、あるべき法制度と法の運用を提言していくことは、弁護士会としての重要な役割である。

更に現在では、再生可能エネルギー導入推進の名の下に自然破壊が行われる例が全国各地で頻発しており、問題が複雑化している。

気候危機への対応として、再生可能エネルギーへの転換を進めることは重要であるが、大規模な太陽光発電所や風力発電所の建設により、広大な森林伐採等の自然破壊を生じさせるのでは、まさに本末転倒である。

適切な調和を実現するような法の整備はいまだ十分ではない中、日本弁護士連合会は、2022年11月16日付けで「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書」を発出している。

当会も、あるべき法制度や法政策に向けて積極的に活動する責務を負っているのであり、「環境宣言」においてその決意を示したい。

(2) 環境汚染と弁護士会の役割

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。

人間の経済活動に起因した有害物質による環境汚染や健康被害は、いつでも発生し得るのであり、公害は決して過去のものではない。

昨今では、工場や軍の基地から排水とともに放出されたPFAS（人工

的に作られた有機フッ素化合物の総称)による健康被害も問題となっている。PFASは長く環境中に残り、地下水や河川から取水した水道水を通じて人の体内に取り込まれ、発がん性を有するなど健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、世界的に規制が強められているところであるが、我が国では規制はまだ十分ではない。

神奈川県は横須賀や厚木に米軍基地を抱えており、このような問題は重大な人権問題として十分に注視していく必要があるが、いまだ世間における認知度が高いとは言えない。

当会としては、このような問題にも積極的な取り組み、調査研究や啓発活動を行っていくべきであり、「環境宣言」はそのような意思も示すものである。

第2 まとめ

気候危機、生物多様性の喪失、その他自然破壊や環境汚染等の環境問題は、人類の生存の基盤を脅かす世界共通の課題であり、有効な対策をとることにもはや一刻の猶予も許されないところまで来ている。

当会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士から成る団体として、生命あふれる豊かな自然環境こそが人類の生存にとって不可欠な基盤であることを強く認識し、気候危機の回避、生物多様性の保全、その他自然破壊や環境汚染の防止等に向けて貢献し、持続可能な社会の実現のために一定の役割を果たすことを目指すために、ここに環境宣言を採択し、会の内外に向けてその決意を示さんとするものである。

以上